

議案第37号

守口市市税条例等の一部を改正する条例案

守口市市税条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年6月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市市税条例等の一部を改正する条例

(守口市市税条例の一部改正)

**第1条** 守口市市税条例（平成11年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第142条まで 略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>第1条から第9条まで 略</p> <p style="text-align: center;">（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p><b>第9条の2</b> 略</p> <p>2から25まで 略</p> <p><u>26</u> 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第142条まで 略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>第1条から第9条まで 略</p> <p style="text-align: center;">（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p><b>第9条の2</b> 略</p> <p>2から25まで 略</p> <p><u>26</u> 法附則第15条第47項の条例で定める割合は0とする。</p> <p><u>27</u> 略</p> <p>以下 略</p>

(守口市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 守口市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年守口市条例第 号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

改 正 前	改 正 後

第1条から第142条まで 略

**附 則**

第1条から第9条まで 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

**第9条の2 略**

2から23まで 略

24 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第47項の条例で定める割合は0とする。

27 略

以下 略

第1条から第142条まで 略

**附 則**

第1条から第9条まで 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

**第9条の2 略**

2から23まで 略

24 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第46項の条例で定める割合は0とする。

27 略

以下 略

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。